

第4章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 設定についての考え方

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。
- 教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画では、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位です。
- 具体的には、次の視点で区域設定を考えていきます。

視点 1 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要がある。

視点 2 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要である。

(2) 本町における教育・保育区域の考え方

【「特定教育・保育施設事業」の提供区域の設定について】

「特定教育・保育施設事業」の提供区域としては、次のような案が考えられます。利用しやすく【視点①】、量を見込め・確保できる【視点②】のと同時に、町民がイメージしやすい・わかりやすい提供区域とすることが必要です。

区域名称 (区域数)	視点① 利用しやすい区域	視点② 量を見込め・確保できる区域
小学校区 (6区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅より容易に移動が可能である。 ・「校区」に沿っており、保護者や子どもになじみやすい。 ・放課後児童クラブの実施単位である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・供給体制が整わない区域が多く発生し、「区域内の適切な需給バランス」を基本とした計画が難しくなる。 ・区域をまたいだ利用調整が多くなり、区域設定の意義が損なわれる。 ・必要以上に施設・事業を整備することになり、施設整備が非効率となりやすい。
中学校 (2区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が比較的負担感なく送迎できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・需給調整が比較的しやすい。
全町 (1区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・町内のどこかには空きがあるが、居住地から離れすぎているため利用を希望しない等、事業利用の斡旋が困難になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・需給調整がしやすく確保策の幅が広がる。

○1号認定等(3歳以上教育のみ)の子どもの場合、幼稚園又は認定こども園の利用となりますが、町内において供給体制が十分に整っていないことから、町内の幼稚園の利用に加え、周辺市町で幼稚園施設等の利用を確保することが前提となります。

○町内の保育所については現在、利用超過の状態であり、子どもの数の増減、保育に対するニーズの地域差を踏まえて、今後の保育ニーズに対応していくには、一定規模の範囲での調整を図っていくことが求められます。

○以上のことから、「特定教育・保育施設事業」については、次のように提供区域を設定します。

事業区分	区域設定
認定こども園(幼稚園部分)及び幼稚園	町内全域+他市町での利用確保
認定こども園(保育所部分)、保育所及び「地域型保育事業」	中学校区

【「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域の設定について】

「地域子ども・子育て支援事業」については、次のような提供区域が考えられます。事業区分ごとに利用実態が異なっていることから、事業ごとに提供区域の設定を行います。

事業区分	区域設定	考え方
延長保育事業	中学校区	通常利用する保育所等での利用となるため、中学校区とする。
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	小学校区	小学校に隣接する施設での利用となるため、小学校区とする。
子育て短期支援事業	他市での利用確保	町内において当事業は利用できないことから、他市（熊本市、合志市）での利用の確保が必要である。
地域子育て支援拠点事業	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。
一時預かり事業 （幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））	町内全域 + 他市町での利用確保	町内において供給体制が十分に整っていないことから、町内全域に加え、他市町（熊本市、合志市、大津町等）での利用の確保が必要である。
一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外）	中学校区	保育所での利用となるため、中学校区とする。
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。
病児・病後児保育事業	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。
利用者支援事業	町内全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、町内全域とする。
妊婦健康診査	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。
養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に質する事業	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。

2 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、現状の提供状況等を加味し、見込量を設定しました。

① 1号認定（幼児教育の利用希望 幼稚園及び認定こども園の利用）

基本情報

【1号認定の3～5歳児】

提供区域	町内全域＋他市町での利用確保
対象となる家庭類型	フルタイム・パートタイム共働き家庭
	専業主婦（夫）家庭
	パートタイム・パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

【2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの】

提供区域	町内全域＋他市町での利用確保
対象となる家庭類型	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	フルタイム・パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

量の見込みと確保方策

（単位：人）

		現状	提 供 可 能 量	実施時期				
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		638	236	592	595	594	581	584
②確保方策	認定こども園、幼稚園	162	236	630	570	570	570	570
	町内 他市町での 利用確保	476		0	0	0	0	0
②－①				38	▲ 25	▲ 24	▲ 11	▲ 14

※人：年間の利用実人数

※量の見込みは、「1号認定の3～5歳児」及び「2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」の総数

※現状は、平成25年11月1日現在の在籍者数

※町内の提供可能量は町内の私立幼稚園（認定こども園）2園の在籍者のうち町内の在籍者数の合計（平成25年11月1日現在）

確保の内容

平成27～31年度 町内の私立幼稚園（認定こども園）2園の町内児童の受入れ枠の拡大
それでも不足する場合は、他市町の私立幼稚園等の利用で確保

②2号認定（保育の必要性あり 保育所及び認定こども園の利用）

基本情報

提供区域	中学校区
対象となる家庭類型	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	フルタイム・パートタイム共働き家庭
	パートタイム・パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

量の見込みと確保方策

【菊陽中学校区】

（単位：人）

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	373	414	385	388	385	383	397
②確保方策	認定こども園、保育所		409	409	409	409	409
②-①			24	21	24	26	12

※人：年間の利用実人数

※現状は、平成26年4月1日現在の在籍者数

※提供可能量は、平成27年4月1日現在の利用定員見込数。

【武蔵ヶ丘中学校区】

（単位：人）

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	422	503	561	562	564	546	536
②確保方策	認定こども園、保育所		459	550	550	550	550
②-①			▲ 102	▲ 12	▲ 14	4	14

※人：年間の利用実人数

※現状は、平成26年4月1日現在の在籍者数

※提供可能量は、平成27年4月1日現在の利用定員見込数。

確保の内容

(武蔵ヶ丘中学校区)

平成27年度 私立認定こども園の新設

平成28年度 私立幼稚園の認定こども園化

③ 3号認定 (保育の必要性あり 保育所及び認定こども園+地域型保育の利用)

基本情報

提供区域	中学校区
対象となる家庭類型	ひとり親家庭 (母子又は父子家庭)
	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	フルタイム・パートタイム共働き家庭
	パートタイム・パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	0歳児、1～2歳児

量の見込みと確保方策

【菊陽中学校区】

(単位:人)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	178	216	293	304	303	303	300
②確保方策 認定こども園、保育 所、地域型保育			240	259	316	316	316
②-①			▲ 53	▲ 45	13	13	16

※人:年間の利用実人数

※現状は、平成26年4月1日現在の在籍者数

※提供可能量は、平成27年4月1日現在の利用定員見込数。

【武蔵ヶ丘中学校区】

(単位:人)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	278	337	413	407	398	389	379
②確保方策 認定こども園、保育 所、地域型保育			320	398	398	398	398
②-①			▲ 93	▲ 9	0	9	19

※人:年間の利用実人数

※現状は、平成26年4月1日現在の在籍者数

※提供可能量は、平成27年4月1日現在の利用定員見込数。

確保の内容

(菊陽中学校区)

平成28～29年度 地域型保育の新設

(武蔵ヶ丘中学校区)

平成27年度 私立認定こども園の新設

平成28年度 私立幼稚園の認定こども園化

平成27～28年度 上記方策を講じても不足する場合は、量の見込みに応じ、
地域型保育を新設

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の普及促進を図ります。

(3) 教育・保育の質の向上

幼稚園、保育所と小学校が子どもの実態や教育内容についての相互理解を深めるための体制づくりを整備するとともに、課題解決に向け、一人一人の心身の健康と発達を情報共有するなど、よりよい連携体制の構築を図り、教育・保育施設から小学校へのスムーズな移行ができるような環境づくりに努めます。

また、個々の幼児・児童の状況に対応した人材の確保など、支援のあり方を検討します。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の整備を行います。

とくに、現在、0歳児の子どもを保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）からの認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるよう環境整備について検討するとともに、企業への啓発等についても併せて検討します。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、現状の提供状況等を加味し、見込量を設定しました。

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

需要量と確保の方策

(単位：人日／年間)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	9,501	9,501	4,241	4,261	4,208	4,140	4,070
②確保方策			4,241	4,261	4,208	4,140	4,070
②－①			0	0	0	0	0

※人日：年月の利用人数×利用日数

※現状は、平成25年度実績

※提供可能量は、現状に同じ

確保の内容

子育て支援センター：光の森町民センター、光の森キャロット保育園、元気の森ラビット保育園で実施

つどいの広場：ふれあい交流・福祉支援センターで実施

②子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

事業概要

子育て中の保護者等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢

0歳児～12歳児未満

需要量と確保の方策

(単位：人日/年間)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	108	108	112	114	115	117	118
②確保方策			112	114	115	117	118
②-①			0	0	0	0	0

※人日：年間の利用人数×利用日数

※現状は、平成25年度実績

※提供可能量は、現状に同じ

確保の内容

町社会福祉協議会に委託して実施 協力会員数：50人 平成26年7月末現在

③-1一時預かり事業(幼稚園の預かり保育) 1号認定

事業概要

保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

対象年齢

3歳児～5歳児

需要量と確保の方策

(単位：人日／年間)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	24,420	24,420	22,705	22,819	22,790	22,296	22,395
②確保方策	一時預かり事業（在 園児対象型）		22,705	22,819	22,790	22,296	22,395
②-①			0	0	0	0	0

※人日：年間の利用人数×利用日数

※現状は、熊本県による「私立幼稚園における預かり保育利用状況調査結果（平成25年10月1日現在）」の数値を活用し、概算値を求めた（1年間を40週として算出）

※提供可能量は、現状に同じ

確保の内容

平成27～31年度 私立幼稚園及び私立認定こども園において預かり保育を実施

③-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

需要量と確保の方策

【菊陽中学校区】

(単位：人日／年間)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	962	962	1,280	1,292	1,275	1,269	1,302
②確保方策	一時預かり事業（在 園児対象型）		1,280	1,292	1,275	1,269	1,302
②-①			0	0	0	0	0

【武蔵ヶ丘中学校区】

(単位：人日／年間)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	2,334	2,334	1,867	1,870	1,866	1,812	1,761
②確保方策	一時預かり事業（在 園児対象型）		1,867	1,870	1,866	1,812	1,761
②-①			0	0	0	0	0

※人日：年間の利用人数×利用日数

※現状は、平成25年度実績

※提供可能量は、現状に同じ

確保の内容

（菊陽中学校区）

平成27年度 新設の私立保育所での実施

④延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

需要量と確保の方策

【菊陽中学校区】

(単位：人日／年間)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	257	630	455	465	463	460	467
②確保方策	時間外保育事業（延 長保育事業）		455	465	463	460	467
②-①			0	0	0	0	0

【武蔵ヶ丘中学校区】

(単位：人日／年間)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	456	780	649	644	639	621	608
②確保方策 時間外保育事業（延 長保育事業）			649	644	639	621	608
②－①			0	0	0	0	0

※人：年間の利用実人数

※現状は、平成25年度実績

※提供可能量は、平成27年4月1日現在の利用定員見込数。

確保の内容

同事業は在園児を対象とした事業であり、認定こども園等が新設した場合においては、増加した利用定員に応じ、提供可能量の増加が想定される。

⑤病児・病後児保育事業

事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に保育する。

利用年齢

0歳児～9歳児（生後6か月から小学校3年生まで）

需要量と確保の方策

(単位：人日／年間)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	429	588	1,357	1,363	1,354	1,328	1,321
②確保方策			588	588	1,354	1,328	1,321
②－①			▲ 769	▲ 775	0	0	0

※人：年間の利用実人数

※現状は、平成25年度実績

※提供可能量は、平成25年度の受入可能人数

確保の内容

- ・ふれあい交流福祉支援センター(1か所)で病後児保育を実施
- ・平成29年度 病後児保育を1か所開設予定

⑥放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行う。

対象年齢

6歳児～11歳児（小学1年生から6年生まで）

需要量と確保の方策

【菊陽中部小学校区】

(単位：人)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	116	146	143	173	160	168	159
②確保方策			143	162	160	162	159
②-①			0	▲ 11	0	▲ 6	0

【菊陽南小学校区】

(単位：人)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	14	14	5	9	19	10	13
②確保方策			5	9	19	10	13
②-①			0	0	0	0	0

【菊陽北小学校区】

(単位：人)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	38	40	62	55	55	52	80
②確保方策			45	55	55	52	80
②-①			▲ 17	0	0	0	0

【武蔵ヶ丘小学校区】

(単位：人)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	96	157	76	88	73	68	47
②確保方策			76	88	73	68	47
②-①			0	0	0	0	0

【菊陽西小学校区】

(単位：人)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	147	194	167	139	183	188	178
②確保方策			167	139	183	188	178
②-①			0	0	0	0	0

【武蔵ヶ丘北小学校区】

(単位：人)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	62	80	82	88	87	102	113
②確保方策			82	88	87	90	90
②-①			0	0	0	▲ 12	▲ 23

※人：年間の利用実人数

※現状は、平成25年度実績

※提供可能量は、施設の受入可能人数

確保の内容

- ・平成27年度～平成31年度 定員の弾力的運用、学童施設の整備
- ・平成27年度 菊陽北小学校区に学童施設を整備予定
- ・民間資源の活用を視野に入れた定員枠の拡大を検討

⑦妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

対象年齢

妊婦

需要量と確保の方策

(単位：人回／年間)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	6,531	6,832	7,028	6,916	6,804	6,692	6,580
②確保方策			7,028	6,916	6,804	6,692	6,580
②-①			0	0	0	0	0

※人回：年間の利用人数×利用回数

※現状は、平成25年度実績

※提供可能量は、平成25年度の診査上限回数

確保の内容

実施機関：菊陽町

委託団体：熊本県内の委託医療機関（里帰り出産等、熊本県外受診の場合は償還払いで対応）

実施回数：1人につき14回（母子手帳発行の際に交付）

⑧乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

対象年齢

0歳児

需要量と確保の方策

(単位：人/年間)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	499	499	502	494	486	478	470
②確保方策			502	494	486	478	470
②-①			0	0	0	0	0

※人：年間の実施人数(児童数の推計結果)

※現状は、平成25年度実績

※提供可能量は、現状に同じ

確保の内容

実施体制：町健康・保険課職員（保健師・看護師）で訪問実施

⑨子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。

需要量と確保の方策

(単位：人日/年間)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	10		46	47	46	45	45
②確保方策			46	47	46	45	45
②-①			0	0	0	0	0

※人日：年間の利用人数×利用回数

※現状は、平成25年度実績

※提供可能量は、事業委託施設の空き状況により、不明

確保の内容

他市での利用確保：熊本天使園（合志市）、熊本乳児院（熊本市）の2カ所に実施委託

⑩利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

需要量と確保の方策

(単位：箇所)

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み			1	1	1	1	1
②確保方策			0	1	1	1	1
②－①			▲ 1	0	0	0	0

確保の内容

平成28年度 町内施設で開設予定

⑪養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

事業概要

ア 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援を行う。

イ その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

子どもに関する様々な問題の相談に応じ、個々の子どもや家庭に応じた助言・指導を行うことで、要保護児童等の早期発見、早期対応、再発防止につなげる。

需要量と確保の方策

ア 養育支援訪問事業

設定の必要性なし。

イ その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

設定の必要性なし。

確保の内容

養育支援訪問事業、その他要支援事業、要保護児童等の支援に資する事業については、随時、早急に対応が必要なため、必要なケースが発生した場合、支援員及び相談員の確保を行う。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う。

需要量と確保の方策

設定の必要なし。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。

需要量と確保の方策

設定の必要なし。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

次に、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための13事業の基本的な方向を示します。

① 地域子育て支援拠点事業

少子化や就労形態の多様化に対応し、誰でもいつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、親子のふれあいの場の創出に努めます。

併せて、必要な人に情報が届くように情報発信力の向上に努めます。

② ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

ファミリー・サポート・センターの活動について継続的に周知・啓発活動を実施し、会員の確保を図るとともに、協力会員のレベルアップのための研修の充実を図ります。

③ 一時預かり事業

保育所・幼稚園の通常の保育時間終了後の預かりなど、定期的な利用のほか、緊急での預かりを必要とする保護者の増加が予測されることから、事業者と調整し、量の確保と安全な保育のための人材や設備等の充実を図ります。

④ 時間外保育事業（延長保育事業）

就業形態の多様化に伴い、ニーズが高くなることが予測されることから、事業者と調整し、制度の更なる充実や設備等の整備や人材の確保を図ります。

⑤ 病児・病後児保育事業

病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、風邪の流行期など時期により利用度の差が大きい事業ですが、ニーズは高い事業であることから、病児・病後児保育施設の増設を検討します。

⑥ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

幼稚園、保育所、小学校と連携を密にし、放課後や長期休業期間における安全かつ安心な居場所づくりを推進するため、計画的な事業運営を図ります。

また、放課後児童クラブの指導員の資質の向上のために研修等を実施しながら指導員の人材育成及び人材確保に努めます。

⑦ 妊婦健康診査

母子保健の観点から継続して実施する必要があります。そのため、安全で安心な出産を迎えることができるよう、健康診査の必要性の周知を行い、受診率の向上を図るとともに、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭にとって重要な事業であることから、母子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供に継続的に取り組んでいきます。

⑨ 子育て短期支援事業

家庭や地域の子育て機能の低下などに伴い、児童の一時的な受け皿が必要とされてきていることから、一層の事業周知を行い、緊急一時利用やDV被害者への対応など、必要なサービスが提供できるよう努めます。

⑩ 利用者支援事業

本事業は、子ども・子育て支援法の施行に伴い創設された事業であるため、今後実施するに当たっては、関係施設や事業者と連携を密にし、情報収集を行い、利用者が円滑に教育・保育施設や子育て支援事業を利用できるよう情報提供を行います。

⑪ 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に質する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、養育に関する指導・助言を行い、適切な支援につながるよう継続的に取り組んでいきます。

また、要保護児童等の早期発見、早期対応、再発防止を目指し、関係機関等と連携を密にすることで情報収集を行い、必要なサービスが提供できるよう努めます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新規事業のため今後、方向性を検討します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規事業のため、今後、方向性を検討します。

4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体・自由を脅かす児童虐待については、子どもの健やかな成長と発達を損ない、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められます。

要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関との連携により相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を進めます。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや保護者の状況を早期に把握するとともに、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手を一人で負うため、日常生活で様々な問題に直面しています。

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、母子家庭等日常生活支援事業、保育所及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成等の養育支援、さらには熊本県母子家庭等就業・自立支援センターが実施する就業相談や資格取得のための講習会や母子父子及び寡婦等福祉資金貸付制度等の事業の周知を継続して実施しながら、総合的な自立支援の推進に努めます。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもが住み慣れた地域で、みんなと一緒に暮らすためには、公的なサービスの充実とともに、町民一人一人が障がいのある子どもに対する理解を深め、温かく見守っていく必要があります。

障がいのある子どもの健全な発達を支援するために、乳幼児期を含め早期から療育相談や就学相談、巡回支援専門員による巡回支援等を行い、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供します。併せて、本人や保護者に十分な情報提供を行い、保護者の受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

自閉症スペクトラム、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、専門家等の協力も得ながら一人一人の特性に応じた適切な教育上必要な支援等に努め、子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加ができるための必要な力を培います。併せて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図ります。

さらに、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等は、関係機関との連携を通して障がいのある子どもの受入れを推進します。